

見附市選挙管理委員会告示第52号

令和7年11月30日執行の見附市長選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動費用支出の制限額は候補者一人につき次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

令和7年11月23日

見附市選挙管理委員会
委員長 佐野 真砂子

見附市長選挙 5,723,900円

選挙運動に関する支出の制限額

見附市長選挙

告示日における登録者総数 × 81 + 310万
(告示日における登録者総数 × 81 < 1,550万)

$32,393 \times 81 + 3,100,000 = 5,723,833 \rightarrow 5,723,900$ (百円未満切上げ)